

はたらく青年

発行・日本共産党中濃地区委員会 2018年9月1日
〒505-0052 美濃加茂市加茂野町今泉 1163
電話 0574(26)8195 メール jcp.chunochiku@plala.or.jp

岐阜県の最低賃金 825円に確定



「最低賃金は
全国一律に」
と訴える青年
たち

(全国労働組合総
連合「第2次最賃デ
ー・CD ランク押し
上げ行動」)

中央最低賃金審議会による目安額をもとに、各都道府県の地方最低賃金審議会が2018年度の地域別最低賃金(時給)が論議されてきました。岐阜県は目安額と同額の825円と答申され、引き上げ額は前年比25円増が確定しました。

今年は、兵庫県・愛媛県・佐賀県など半数近い23県が目安額よりも1~2円を上積みしています。これはフルタイムで働いても低水準であるうえ、「地域間格差の広がりや許すな」の運動の広がりがあったからです。目安より上積みした地方審議会では「全国最低額になる可能性があり人口流失の懸念があった」、「非正規雇用の増加を招き、より高い最低賃金の県に青年が流

出ることになる」の意見がだされたとはいいます。

しかし、最高額の東京都985円でも年1800時間働いて月収は14万7000円、年収177万円です。これでは生活できる水準とはいえません。全国一律の最低賃金制度を確立し、中小企業支援策とセットで「今すぐどこでも時給1000円にして、1500円をめざすことが求められています。

サービス残業446億円超を是正

厚生労働省は、残業をしたのに賃金が支払われない「サービス残業」(不払い残業)の是正指導結果を発表。2017年度は過去最高の446億4195万円に達しました。これは、前年度から319億円超の大幅増となっています。

残業代不払いが毎年、巨額に達しているもど、「残業代ゼロ」制度である高度プロフェッショナル制度や、裁量労働制を広げる労働法の改悪の是非が改めて問われます。

今回是正された対象労働者数は、20万5235人。企業数は、1870企業です。このうち、1000万円以上を支払った企業は262企業となっています。

厚労省がこの調査を始めた2001年以降の17年間の是正総額はこれで2976億6119万円に、是正された労働者総数は237万人、企業総数は2万2630社となっています。

このサービス残業是正の結果公表は、日本共産党の300回を越えるサービス残業根絶をめざす国会質問などにより、厚労省が「サービス残業根絶通達」(4・6通達、2001年)を出し発表するようになったものです。(赤旗8/12)

2人の労働者の相談から始まった

昨年度のサービス残業是正額が過去最高になったのは、ヤマト運輸で働く2人の宅配運転者がサービス残業を神奈川労連(労働組合)に相談したことから始まっています。これ以後2人の労働者は労働基準監督署に申告しました。

日本共産党議員もこの問題を国会で追及し「本社に対する厳しい対処が必要」と迫り、安倍首相も「本社に入って調査」と

答弁せざるをえなくなり、グループあわせて230億円という過去最高額の支払額となりました。

2017年厚労省は、「4・6通達」を改定し、「使用者は労働時間を適切に管理する責任を有している」ことをより厳格にするガイドラインを定めて、残業時間の自主申告制に任せるのではなく使用者自身が労働時間の把握に努めるとしています。職場からのサービス残業根絶の運動とともに市民と野党の共同で残業規制を強化する労働法の改正が求められています。

”5年で無期雇用”のルール守れ

日本通運で5年以上働いてきた男性(38歳)が労働契約法に違反して解雇されたことから、横浜地裁川崎支部に解雇の撤回を求めて提訴(裁判)しました。

この男性は、2012年9月、派遣労働者として日通の事務職になりました。働きぶりが認められ、派遣契約満了の1年を待たず、2013年7月に直接雇用の契約社員になりました。

助け合いながら

契約書に「2018年7月を超える更新はしない」とあり、男性は5年しか働けないのかと心配しましたが、事業所の所長から「赤字なので、事業所自体なくなる可能性があり、こういう文面にしてある。経営状態によっては長く働くことが可能だ」と説明を受け、長期雇用を期待してサインしました。

事業所では、主要業務をしていた正社員が定年退職し、男性が業務を引き継ぎ、事務所で一番の仕事量になり、2015年度には、事務所は黒字転換しました。所長も「この事業所にあなたが必要だ」と言い、男性の雇用継続を会社に要望してくれました。これで働き続けられると安心していました。

ところが、今年の3月末、所長は「契約更新は会社の方針でできないと言われた。力になれずに申し訳ない」と頭を下げられました。しかし、男性はあきらめず、契約を更新すねることができないかと有期雇用の制度や法律を調べ始めました。

(裏面につづく)

男性は日通で労働組合に誘われたこともなく、個人では話を聞いてもらえないと思い、弁護士に相談し、1人でも入ることのできる地域労組を紹介され、加入しました。

「泣き寝入りはしない」 労組も支援

6月の組合と会社との団体交渉では「会社には、無期転換権が発生する前に雇い止めをする規定がある」と、労働契約法違反を認めました。男性は「これは許せない。これでは泣き寝入りすることになる。この状況を変えたい」と決意し、提訴にふみきました。労働組合も支援体制を強化しています。(赤旗8/2)。



労働組合が夏の定期大会 全労連

全労連(全国労働組合総連合)が7月26日から3日間の日程で定期大会を開催するなど、この夏、多くの労働組合が定期大会を開催しています。その一部を紹介します。

全労連大会では過労死を促進する高プロ(残業代ゼロ法)制度反対など「8時間働いて普通に暮らせる社会の実現を」、「許すな憲法改悪」などを論議。そして、「全国最賃アクションプラン」の速度をあげ、2020年に全国一律最低賃金制度を創立するための法改正をめざして、自治体請願や懇談を積極的にすすめるなどの方針を採択しました。また、生協労連や医労連の代表は組合員が増加して大会を迎えたと報告しました。

三六協定の労働者代表選挙で支持広がる

国労(国鉄労働組合)は、7月27日から2日間の日程で定期大会を開催。論議では、JR貨物が、春闘の300円のベア回答は要求とかい離しているが、18年ぶりに勝ち取ったことを評価すると表明。JR東日本では、大量の組合未組織者が生まれ、過半数組合がなくなった状況で、三六協定(労働基準法36条は、使用者と労働者の間での残業協定を定めています)の労働者代表選挙などで国労が労働者の要求を掲げて支持を広げている

と報告。※国鉄は公営企業体から7つの民間会社に分割されましたが、国労は公営企業体当時の組織です。

「高度プロフェッショナル」反対

新聞労連は7月24日から2日間の日程で定期大会を開会。ハラスメントを許さず、高度プロフェッショナル制度を職場に持ち込ませない、表現の自由と平和を守るなどの運動方針を決定。討論では、読売新聞の代表の『ハラスメントを強いてまで遂行しなければならない業務はない』との見解を労組で確認したことが報告されました。新聞通信合同ユニオンの代表は「電話相談を行った。被害者はなかなか声があげられないことがわかった」と指摘。さらに、宮古毎日の代表は「組合を結成し、争議をたたかっている間にまわりの地域紙にも組合ができ、マスコミ労協宮古連絡会議をつくった」と報告しました。

「貧困強制社会」どう脱出する

「脱・貧困強制社会」をテーマにした集会(主催・日本弁護士会など)が8月18日に開かれました。

主催者(安井規雄東京弁護士会会長)は「現在の若者のあるべき生活環境を一緒に学び、議論しましょう」とあいさつ。

藤田和恵氏(ジャーナリスト)が「私たちは『貧困強制社会』を生きている」と題して基調講演しました。藤田氏は、過去に取材してきた若者の貧困の実態やブラック企業問題について話し、貧困問題は個人の努力や能力不足の問題ではないと強調。「政治家だけでなく、バラエティ番組、ネットメディア、アニメ声優界まで、あらゆる階層から、当事者を『心が弱い』、『自分は努力して成功した。甘えるな』などとする自己責任論が出ています。こうしたバッシングは、確実に貧困のただなかの人びとを傷つけ、抗(あらが)う力や物申す気力を奪います」と強く批判しました。

パネルディスカッションでは、若者の労働環境を守る活動、労働者の権利を守る法律や制度、労働組合の重要性についてそれぞれの考えを述べ、話し合いが行われました。(赤旗8/19)

労災認定一本人も気付かない疲労の蓄積

7月31日石川県・石川労働局は金沢労働基準監督署の決定を取り消し労災認定をおこないません。

認定されたのは、死亡した近藤洋平さん(当時25歳)＝北國新聞社販売局の社員。決定書は、自殺前の半年間に2週間以上の連続勤務を5回行うなど「本人も気付かないうちに疲労の蓄積や十分な睡眠が確保されなかったことが推定される」としています。弁護士によると昨年11月に労災の不支給が決定され、これに遺族が審査請求をおこなったものです。認定までに9ヶ月間かかっています。「本人も気付かないうちに疲労が蓄積し過労死に至る」という悼ました労災認定です。

保育士の処遇改善急げ 有識者会議

内閣府の「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」は7月30日、保育所などの施設で起きた死亡事故の分析に基づいて防止策を提言しました。

提言によると2015年～17年の3年間で死亡事故は35件。0～1歳児が8割近くを占めています。発生時の状況別では睡眠中の25件が最も多くなっています。入園から30日以内の事故が34%にのぼっていることもわかりました。

また、提言は、自治体と国に対して保育士の不足の中で現場の負担が大きくなっているとして「保育士等の確保及び処遇改善・質の向上」の早急かつ着実な促進を求めています。

パート労働者にも適用広げる

厚労省は、厚生年金や健康保険(協会健保など)に加入できるパート労働者らの対象を広げるために、現在の「500人以下」としている勤務先の従業員数を引き下げる調整に入りました。要件を見直して加入者増を加速する考えです。これまでの対象は、①週20時間以上、②月額8万8千円以上、③労使の合意があれば従業員数500人以下でも可能とする一としていましたが、これをさらに引き下げるものです。低賃金や重い保険料負担の解決も必要です。